

道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十九号

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表令第七条第九号に掲げる施設の項及び令第七条第十二号に掲げる器具の項を次のように改める。

令第七条第九号に掲げる施設		令第七条第十二号に掲げる器具		
建築物	階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき 一年	時価に〇・〇〇六を 乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を 乗じて得た額
	階数が二のもの		時価に〇・〇〇九を 乗じて得た額	時価に〇・〇一一を 乗じて得た額
	階数が三のもの		時価に〇・〇一一を 乗じて得た額	時価に〇・〇一五を 乗じて得た額
	階数が四以上のもの		時価に〇・〇一三を 乗じて得た額	時価に〇・〇一六を 乗じて得た額
高架の道路の路面下に設ける施設であつて規則で定めるもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき 一日	時価に〇・〇〇〇五を 乗じて得た額	時価に〇・〇〇〇六を 乗じて得た額
			時価に〇・〇〇〇六を 乗じて得た額	時価に〇・〇〇〇八を 乗じて得た額
		占用面積一平方メートルにつき 一年	時価に〇・〇二八を 乗じて得た額	時価に〇・〇二八を 乗じて得た額

附則

この条例は、公布の日から施行する。